

大阪市（消）告示第20号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習を次のとおり開催する。

令和8年8月3日

大阪市消防長 山 本 博 文

1 講習の区分

甲種防火管理再講習

2 講習日時及び場所

回 数	日 時	場 所
第6回	令和8年10月28日（水） 10時から12時まで	消防局生野分室（※）
第7回	令和8年11月11日（水） 10時から12時まで	消防局生野分室
第8回	令和8年11月17日（火） 10時から12時まで	消防局生野分室
第9回	令和8年12月16日（水） 10時から12時まで	消防局生野分室
第10回	令和9年1月12日（火） 10時から12時まで	消防局生野分室
第11回	令和9年2月24日（水） 10時から12時まで	消防局生野分室
第12回	令和9年3月3日（水） 10時から12時まで	消防局生野分室
第13回	令和9年3月16日（火） 10時から12時まで	消防局生野分室

※ 大阪市生野区勝山南4丁目7番11号 大阪市消防局生野分室（生野図書館1階）

3 申込受付期間

告示の日から講習開始日の14日前までとする。ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。

4 受講対象者

消防法施行令第4条の2の2第1号の防火対象物の防火管理者（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第2条の2の2の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）

5 申込方法

大阪市行政オンラインシステムにより必要事項を入力のうえ申し込むこと

（消防局予防部予防課）